

令和元年 第10回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和元年6月14日（金）

午後1時30分から

場 所：八千代市役所新館6階第4会議室

八千代市選挙管理委員会

令和元年 第10回 八千代市選挙管理委員会会議録

1	開会時刻	午後1時30分	
2	開催場所	八千代市役所新館6階第4会議室	
3	出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 江口修
		委員 内山仁	委員 廣川実
4	出席書記	局長 江波戸勝	次長 岡本浩
		主査 佐藤靖則	
5	会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 登録の移替えの延期を定めることについて</p> <p>第2号 投票所の決定について</p> <p>第3号 期日前投票所の決定について</p> <p>第4号 期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について</p> <p>第5号 在外選挙における期日前投票所の指定について</p> <p>第6号 開票管理者及びその職務代理者の選任について</p> <p>第7号 開票の場所及び日時の決定について</p> <p>第8号 ポスター掲示場の設置場所の決定について</p> <p>第9号 開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について（県選出）</p> <p>第10号 開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について（比例代表）</p> <p>第11号 投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について</p> <p>第12号 国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について</p> <p>第13号 選挙管理委員会委員長の執務場所について</p> <p>第14号 投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について</p> <p>第15号 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について</p> <p>第16号 投票所の投票立会人の選任について</p> <p>第17号 期日前投票所の投票立会人の選任について</p> <p>第18号 在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて</p> <p>協議事項 第1号 投票所入場券の交付開始日について</p> <p>その他 参議院議員通常選挙における啓発計画について</p>	
6	閉会時刻	午後2時35分	
7	公開又は非公開の別	公開	
8	傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	定刻となりましたので、始めさせていただきます。 本日の出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和元年第10回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、廣川委員を指名します。
周郷委員長	議案第1号「登録の移替えの延期を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第1号「登録の移替えの延期を定めることについて」参議院議員の任期が令和元年7月28日に満了することに伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定により、本市の選挙人名簿の登録の移替えを次の期間延期する。 令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。
書 記	公職選挙法施行令第17条の規定により、選挙人名簿に登録されている者が市内の他の投票区に住所を移したことを知ったときは、登録の移替えを行うこととされておりますが、同条ただし書きの規定により、任期満了による選挙の場合、その任期の終わる日の前60日からその選挙の期日までの期間、登録の移替えを延期することができるとされております。 つきましては、議案のとおり登録の移替えを延期したいとするものです。 なお、本件は、直ちに告示することとなります。以上、ご審議の程、お願いいたします。
周郷委員長	これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「登録の移替えの延期を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	次に、議案第2号「投票所の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第2号「投票所の決定について」令和元年7月21日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所を次のとおり定める。 令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。
書 記	公職選挙法第39条の規定により、投票所は、市役所又は選挙管理委員会が指定した場所に設けることとされております。 つきましては、別紙のとおり37か所を投票所として定めたいとするものです。 なお、本件は、公示日に告示することとなります。以上、ご審議の程、お願いいたします。
周郷委員長	これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第2号「投票所の決定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第3号「期日前投票所の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第3号「期日前投票所の決定について」令和元年7月21日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の場所を次のとおり定める。 令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。
書 記	公職選挙法第48条の2第6項において準用する同法第39条の規定により、期日前投票所は、公示日の翌日から選挙期日の前日までの間、市役所又は選挙管理委員会が指定した場所に設けるとされております。

発言者	発 言 要 旨
	<p>つきましては、従前どおり、市役所のほか、3箇所の商業施設に設置し、設置期間を市役所は、公示日の翌日（7月5日）から選挙期日の前日（7月20日）までの16日間とし、3箇所の商業施設は、7月14日からの7日間とするものです。</p> <p>なお、本件は、公示日に告示することとなります。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第3号について質疑を行います。質疑ございませんか。
廣川委員	期日前投票において問題等などはないか。
書 記	管理執行の問題は発生しておりません。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。
周郷委員長	<p>これより、議案第3号「期日前投票所の決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第4号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」令和元年7月21日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定による期日前投票所を開く時刻を繰り下げる期日前投票所並びに繰り下げる時間及び開く時刻を次のとおり定める。</p> <p>令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	公職選挙法第48条の2第6項において準用する同法第40条第1項ただし書の規定により、期日前投票所の数が二以上である場合は、いずれか一以上の期日前投票所を午前8時30分から午後8時まで開き、その他の期日前投票所については、2時間以内の範囲内において開閉時刻を繰り上げ又は繰り下げできるとなっており

発言者	発 言 要 旨
	<p>ます。</p> <p>つきましては、市役所を午前8時30分から午後8時までとし、3箇所の商業施設は、開く時刻を1時間30分繰り下げ、午前10時から午後8時までとするものです。</p> <p>なお、本件は、公示日に告示することとなります。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第4号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第4号「期日前投票所の開閉時刻の繰り下げの決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第5号「在外選挙における期日前投票所の指定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第5号「在外選挙における期日前投票所の指定について」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定により、次のとおり期日前投票所を指定する。</p> <p>令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>公職選挙法第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法48条の2第1項の規定により、在外選挙人の期日前投票については、「選挙管理委員会の指定した期日前投票所」においておこなうことができることとされておりますことから「市役所第2別館1階第1会議室」を在外選挙における期日前投票所に指定するものであり、公示日に告示することとなります。</p> <p>なお、選挙期日当日は、第13投票区を指定在外選挙投票区として平成11年5月31日に指定し告示しておりますので、「市役所新館ロビー」が投票所となります。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第5号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

発言者	発 言 要 旨
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第5号「在外選挙における期日前投票所の指定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第6号「開票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。 議案第6号のうち「開票管理者の選任について」は、私に関係することとなります。 この場合、地方自治法第189条第2項の規定により、自己の一身に関する事件等については、その議事に参与することができないこととなっておりますので、議案第6号のうち「開票管理者の選任」に限り、議長を委員長職務代理者の江口委員にお願いいたします。</p>
周郷委員長	江口委員を議長としてよろしいかお諮りいたします。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、江口委員を議長と決定いたしました。それでは、江口委員に議長をお願いいたします。</p>
江口委員	<p>それでは、議長として議事進行をさせていただきます。 議案第6号のうち「開票管理者の選任について」を議題といたします。周郷委員長は退席願います。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第6号「開票管理者及びその職務代理者の選任について」令和元年7月21日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。 令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>公職選挙法第61条の規定により、開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から、選挙管理委員会が選任した者をもって充てることとされております。 つきましては、議案のとおり「周郷委員長」を選任したいとする</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>ものです。 なお、本件は、公示日に告示することとなります。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
江口委員	<p>これより、議案第6号のうち「開票管理者の選任について」質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
江口委員	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第6号のうち「開票管理者の選任について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
江口委員	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、議案第6号のうち「開票管理者の選任」に関する議事は終了しましたので、議長の職を辞させていただきます。</p>
周郷委員長	<p>江口委員ありがとうございました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第6号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」を議題といたします。江口委員は退席願います。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案は先ほどと同様になります。 以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>公職選挙法施行令第67条第1項の規定により、開票管理者に事故があり、又は開票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、当該選挙の選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないこととされております。 つきましては、議案のとおり委員長職務代理者であります「江口委員」を選任したいとするものです。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第6号のうち「開票管理者の職務代理者の選任について」質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各委員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第6号のうち「開票管理者の職務代理者の選任に</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>ついて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 江口委員は、席にお戻りください。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第7号「開票の場所及び日時の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第7号「開票の場所及び日時の決定について」令和元年7月21日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における開票の場所及び日時を次のとおり定める。 令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>公職選挙法第63条の規定により、開票所は、市役所又は選挙管理委員会の指定した場所に設けることとされております。 つきましては、議案のとおり、開票の場所及び日時を定めたいとするものです。 なお、本件は、公示日に告示することとなります。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第7号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第7号「開票の場所及び日時の決定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第8号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	議案第8号「ポスター掲示場の設置場所の決定について」令和元

発言者	発 言 要 旨
	<p>年 7 月 2 1 日 執 行 予 定 の 参 議 院 千 葉 県 選 出 議 員 選 挙 に お け る 公 職 選 挙 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 1 0 0 号) 第 1 4 4 条 の 2 第 1 項 に 規 定 す る ポ ス タ ー 掲 示 場 の 設 置 場 所 を 次 の と お り 定 め る。</p> <p>令 和 元 年 6 月 1 4 日 提 出 八 千 代 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 周 郷 文 雄 以 下 , 内 容 に つ い て 書 記 よ り ご 説 明 い た し ま す。</p>
書 記	<p>公 職 選 挙 法 第 1 4 4 条 の 2 第 1 項 の 規 定 に よ り , ポ ス タ ー 掲 示 場 を 設 け な け れ ば な ら な い と さ れ て お り , 設 置 数 に つ き ま し て は , 同 法 施 行 令 第 1 1 1 条 の 規 定 に よ り , 投 票 区 ご と の 名 簿 登 録 者 数 及 び 面 積 に 応 じ て 定 め ら れ て お り ま す。</p> <p>つ き ま し て は , 総 数 2 7 1 か 所 , そ の 設 置 場 所 を 別 紙 の と お り 定 め た い と す る も の で す。</p> <p>な お , 本 件 は , 公 示 日 前 日 に 告 示 す る こ と と な り ま す 。 以 上 , ご 審 議 の 程 , お 願 い い た し ま す。</p>
周郷委員長	<p>こ れ よ り , 議 案 第 8 号 に つ い て 質 疑 を 行 い ま す。</p> <p>質 疑 ご ざ い ま せ ん か。</p>
各 委 員	<p>質 疑 な し</p>
周郷委員長	<p>設 置 の 高 さ 等 に つ い て 選 挙 人 に 見 易 い よ う 配 慮 し て く だ さ い。</p>
周郷委員長	<p>質 疑 な し と 認 め ま す。</p> <p>こ れ よ り , 議 案 第 8 号 「ポ ス タ ー 掲 示 場 の 設 置 場 所 の 決 定 に つ い て」 採 決 い た し ま す。</p> <p>本 案 は , 原 案 の と お り 可 決 す る こ と に ご 異 議 ご ざ い ま せ ん か。</p>
各 委 員	<p>異 議 な し</p>
周郷委員長	<p>ご 異 議 な し と 認 め ま す。</p> <p>よ っ て , 本 案 は 原 案 の と お り 可 決 さ れ ま し た。</p>
周郷委員長	<p>次 に , 議 案 第 9 号 「開 票 立 会 人 を 定 め る く じ を 行 う べ き 場 所 及 び 日 時 の 決 定 に つ い て」 を 議 題 と い た し ま す。</p> <p>事 務 局 よ り 説 明 願 い ま す。</p>
局 長	<p>議 案 第 9 号 「開 票 立 会 人 を 定 め る く じ を 行 う べ き 場 所 及 び 日 時 の 決 定 に つ い て」 令 和 元 年 7 月 2 1 日 執 行 予 定 の 参 議 院 千 葉 県 選 出 議 員 選 挙 に お け る 公 職 選 挙 法 (昭 和 2 5 年 法 律 第 1 0 0 号) 第 6 2 条 第 2 項 , 第 4 項 又 は 第 5 項 の 規 定 に よ る く じ を 行 う べ き 場 所 及 び 日 時 を 次 の と お り 定 め る。</p> <p>令 和 元 年 6 月 1 4 日 提 出 八 千 代 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長 周 郷 文 雄 以 下 , 内 容 に つ い て 書 記 よ り ご 説 明 い た し ま す。</p>

発言者	発 言 要 旨
書 記	<p>参議院千葉県選出議員選挙につきましては、公職選挙法第62条第2項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるときは、くじで定めた者10人をもって開票立会人としなければならないとされております。</p> <p>また、同条第4項の規定により、同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、くじで定めた者2人以外の者は開票立会人となることはできないとされております。</p> <p>さらに、同条第5項の規定により、開票立会人が定まった後、同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人となったときは、くじで定めた者2人以外の者は、その職を失うとされております。</p> <p>つきましては、これらのくじを行うべき場所及び日時を定めたいとするものです。</p> <p>なお、本件は公示日に告示することとなります。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第9号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第9号「開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第10号「開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第10号「開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について」令和元年7月21日執行予定の参議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第2項の規定によるくじを行うべき場所及び日時を次のとおり定める。</p> <p>令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>参議院比例代表選出議員選挙につきましては、公職選挙法第62</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>条第2項の規定により、開票立会人として届出のあった者が10人を超えるときは、くじで定めた者10人をもって開票立会人としなければならないとされております。</p> <p>つきましては、くじを行うべき場所及び日時を定めたいとするものです。</p> <p>なお、本件は公示日に告示することとなります。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第10号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第10号「開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時の決定について」を採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第11号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第11号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」令和元年7月21日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定による候補者の氏名及び党派別の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。</p> <p>令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>公職選挙法第175条第3項の規定により、投票記載所の氏名等の掲示の順序は、公示日の立候補の届出等をすべき時間が経過した後に 行うくじで定めるとされております。</p> <p>つきましては、議案のとおり、くじを行う日時及び場所を定めたいとするものです。</p> <p>なお、本件は公示日に告示することとなります。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第11号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>

発言者	発 言 要 旨
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第11号「投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第12号「国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第12号「国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について」令和元年7月21日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の5の4第7項に規定する市町村の選挙管理委員会の定める日は、選挙期日の公示の日の5日前とする。</p> <p>令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>特定国外派遣組織に属する選挙人は、国外における不在者投票を行えることとなっており、公職選挙法施行令第59条の5の4第7項の規定により、公示日以前に投票用紙等の交付の請求を受けた場合には、選挙管理委員会が定める日以後、直ちに投票用紙等を交付しなければならないとされております。</p> <p>つきましては、県選挙管理委員会からの通知では、公示日の2日以上前が好ましいとされておりますことを踏まえ、議案のとおり、交付の開始日を公示日の5日前にいたしたいとするものです。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第12号について質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第12号「国外不在者投票における不在者投票用紙等の交付又は発送開始日の決定について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>

発言者	発 言 要 旨
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第13号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第13号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」令和元年7月21日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における本職の執務場所は、次のとおりである。 令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。
書 記	不在者投票におきまして、委員長が不在者投票管理者となるべきものがございますので、執務場所を定めておくものです。 つきましては、選挙期間中の委員長の執務場所を市選挙管理委員会にいたしたいとするものです。 なお、本件は、公示日に告示することとなります。以上、ご審議の程、お願いいたします。
周郷委員長	これより、議案第13号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第13号「選挙管理委員会委員長の執務場所について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第14号「投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第14号「投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」令和元年7月21日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

発言者	発 言 要 旨
	<p>令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>公職選挙法第37条第2項の規定により、投票管理者は、選挙権を有する者の中から選任するとされております。</p> <p>また、同法施行令第24条第1項の規定により、投票管理者に事故があり、または欠けた場合において、その職務を代理すべき者を、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないとされております。</p> <p>つきましては、投票所37か所における投票管理者及び職務代理者を、別紙のとおり選任したいとするものです。</p> <p>なお、全て市職員であり、本件は、公示日に告示することとなります。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第14号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第14号「投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第15号「期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第15号「期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」令和元年7月21日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任する。 令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>期日前投票所の投票管理者につきましても、選挙権を有する者の中から選任するとされております。</p> <p>また、その職務を代理すべき者も、選挙権を有する者の中から、あらかじめ選任しておかなければならないとされております。</p> <p>つきましては、期日前投票所4か所における投票管理者及び職務</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>代理者を、別紙のとおり選任したいとするものです。 なお、投票管理者は市職員及び市職員OB、職務代理者は市職員であり、本件は、公示日に告示することとなります。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第15号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第15号「期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に、議案第16号「投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第16号「投票所の投票立会人の選任について」令和元年7月21日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における投票所の投票立会人を次のとおり選任する。 令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>公職選挙法第38条第1項の規定により、投票立会人は、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下の者を選任するとされております。 つきましては、投票立会人は投票時間を定めて選任することにより交代制をとることが可能でありますので、別紙のとおり、立会時間を前半と後半に分け、それぞれ2人ずつとし、投票所37か所で延べ148人を選任したいとするものです。以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第16号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第16号「投票所の投票立会人の選任について」</p>

発言者	発 言 要 旨
	採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第17号「期日前投票所の投票立会人の選任について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第17号「期日前投票所の投票立会人の選任について」令和元年7月21日執行予定の参議院千葉県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票立会人を次のとおり選任する。 令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容について書記よりご説明いたします。
書 記	期日前投票所の投票立会人につきましても、選挙権を有する者の中から、本人の承諾を得て、2人の者を選任するとされております。 つきましては、別紙のとおり、期日前投票所4か所の投票立会人を選任したいとするものです。以上、ご審議の程、お願いいたします。
周郷委員長	これより、議案第17号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第17号「期日前投票所の投票立会人の選任について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。
周郷委員長	次に、議案第18号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第18号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることにつ

発言者	発 言 要 旨
	<p>いて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により，在外選挙人名簿に登録する者を，次のとおり定める。</p> <p>令和元年6月14日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下，内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>公職選挙法第30条の4第1項の規定により，在外選挙人名簿の登録は，年齢満18年以上の日本国民で，領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有するものについて行うとされております。</p> <p>つきましては，議案のとおり1名の方を登録するものです。</p> <p>なお，令和元年第9回八千代市選挙管理委員会での在外選挙人名簿登録者数に，この登録する者1名を加えた登録者数は，男91名，女96名，計187名となります。これより，申請書，意見書等の関係書類をお回しいたしますので，ご審議の程，お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより，議案第18号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより，議案第18号「在外選挙人名簿に登録する者等を定めることについて」採決いたします。 本案は，原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって，本案は原案のとおり可決されました。</p>
周郷委員長	<p>次に，協議事項第1号「投票所入場券の交付開始日について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙における，投票所入場券の交付について，ご協議いただきたく，付議させていただきました。</p> <p>以下，内容について書記よりご説明いたします。</p>
書 記	<p>公職選挙法施行令第31条第1項の規定により，特別の事情がない限り，選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に投票所入場券を交付するように努めなければならないとされております。</p> <p>これまで，郵便局の配達事情により，概ね3日間を要してして交付しているところですが，公示日の翌日から期日前投票が開始いたしますこ</p>

発言者	発 言 要 旨
	とを踏まえ、有権者の利便性や選挙事務の円滑な運営のために、特別な事情として、公示日の前日から入場券を交付いたしたいとするものです。 以上、ご協議の程、お願いいたします。
周郷委員長	これより、協議事項第1号についてご意見等伺います。 ご意見等ございませんか。
各 委 員	意見なし
周郷委員長	ご意見なしと認めます。 それでは、協議事項第1号「投票所入場券の交付開始日について」提案のとおりとし、投票所入場券の交付事務を進めていくことでよろしいでしょうか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
書 記	その他 ・参議院議員通常選挙における啓発計画について
周郷委員長	これをもちまして、令和元年第10回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。